

環境大臣 石原 伸晃 様
復興大臣 根本 匠 様

中間貯蔵施設に係る申入れについて



平成26年9月1日

福島県知事 佐藤 雄平

1 避難地域の将来像について

震災から3年余りが過ぎ、一部の旧警戒区域で避難指示の解除が行われるなど、避難地域は復興への新たな段階を迎えているが、いまだ避難地域の将来像は明確とは言えない。関係自治体や住民が長期にわたる復興を成し遂げていくためには、希望の持てる具体的な将来像が不可欠であることから、県及び市町村と連携しながら、政府全体として早期に検討の上、その内容を提示するとともに、具体化を図ること。

2 財政措置について

本県では、原発事故に伴う様々な要因により、極めて過酷な状況が長期にわたって続くと思定されることから、今回、国から示された福島第一原子力発電所の廃炉等に伴う措置等を含めた原子力災害からの復興に係る財政措置については、引き続き、国と協議していくこととする。

3 確認事項

地権者に対して、分かりやすい、丁寧な説明を行うこと。

また、建設受入の判断と搬入受入の判断は別であり、搬入受入の判断に当たっては、次の事項を確認するものであること。

- (1) 県外最終処分の法案の成立
- (2) 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度
- (3) 国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化
- (4) 施設及び輸送に関する安全性
- (5) 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意